

議案第 35 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 14 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 33 年墨田区条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「、育児休業法」を「及び育児休業法」に改め、「及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員」を削り、「、育児休業又は派遣」を「又は育児休業」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

公益的法人等に派遣される職員に対して給与を支給することができることとするに
に伴い、所要の規定整備をする必要がある。